

第2次安城市環境基本計画 概要版

計画策定の背景

安城市環境基本計画は、平成13年度に制定された安城市環境基本条例に基づき策定します。今回策定する第2次計画については、令和3年度から令和12年度までの10年間の長期計画としますが、社会情勢等の変化に応じるため、5年を目途に見直しを行う予定です。

理想とするまち

計画が掲げる理想とするまちとして、「環境負荷の少ない、人と自然が共生しているまち」とします。そして、理想とするまちを具現化するための要素として、安城市環境基本条例に基づき、「生活環境保全」、「自然・都市共生」、「資源循環」、「地球温暖化対策」の4つを柱とし、それらを推進していくうえで必要な「環境学習・環境行動」を土台として位置づけます。



柱1 生活環境保全

【理想とするまち】

大気汚染、水質汚濁、悪臭、騒音などといった生活や健康に係るリスクが十分に軽減され、市民にとって健康で安全な暮らしが実現しています。

【必要な取組み】

大気や排水などに含まれる汚染物質を減らし、周囲に迷惑となる悪臭や騒音などを発生させないような日常生活・事業活動をし、安全安心な生活環境を確保します。

【施策】

- ① きれいな空気を保つ
- ② 水環境を良くする
- ③ 騒音・振動・悪臭などを防止する

【指標】

項目	最新値	目標
	令和元（2019）年度	令和12（2030）年度
①大気環境基準達成率	100%	100%
②水質環境基準達成率	64%	100%
③道路騒音の要請限度達成率	100%	100%
④ダイオキシン類環境基準達成率	100%	100%

柱2 自然・都市共生**【理想とするまち】**

良好な農地・水辺地と、緑あふれる都市部があり、まち全体で恵み豊かな自然を感じることができます。

【必要な取組み】

農地を適切に保ちながら、都市開発を行います。また、都市化する中においても、緑地や水辺地を確保し、自然の恵みを感じられるまちにします。

【施策】

- ① 農地・水辺地を守る
- ② 樹木・草花を生み出す

【指標】

項目	最新値	目標
	令和2（2020）年 4月	令和12（2030）年度
①都市公園の面積	100.21ha	↑
②多面的機能活動対象農地面積率	90.3%	↑
③多自然川づくり整備延長	6,600m	↑

柱3 資源循環**【理想とするまち】**

ごみの発生抑制、排出抑制、再使用、再利用が推進され、モノやエネルギーが適正かつ余すことなく利用されています。

【必要な取組み】

4Rを徹底して「ごみ」となるものを減らし、排出されたごみを適正な方法で処理し、限りある資源を循環利用します。

【施策】

- ① ごみの発生を抑制する
- ② リサイクルを推進する
- ③ 適正なごみ処理を行う

【指標】

項目	最新値	目標
	令和元（2019）年度	令和12（2030）年度
①1人1日当たりのごみ排出量	924g/人・日	↓
②最終埋立処分量	5,878t	↓

柱4 地球温暖化対策**【理想とするまち】**

地球温暖化の要因とされる二酸化炭素などの温室効果ガスがほとんど排出されていない社会活動が行われています。

【必要な取組み】

再生可能エネルギーを最大限に活用し、二酸化炭素を発生させる化石燃料から作られたエネルギーの消費を抑えた生活・事業活動を促進します。

【施策】

- ① 省エネルギーに取り組む
- ② 再生可能エネルギーを活用する
- ③ ガソリンなどの使用量を減らす

【指標】

項目	基準年度	最新値	目標
	平成25（2013）年度	平成29（2017）年度	令和12（2030）年度
温室効果ガス排出量	2,590千t-CO2	2,626千t-CO2	1,916千t-CO2

土台 環境学習・環境行動**【理想とするまち】**

市民・事業者・行政が、高い環境意識を持ち、皆が主体的に単独または協働で行動しています。

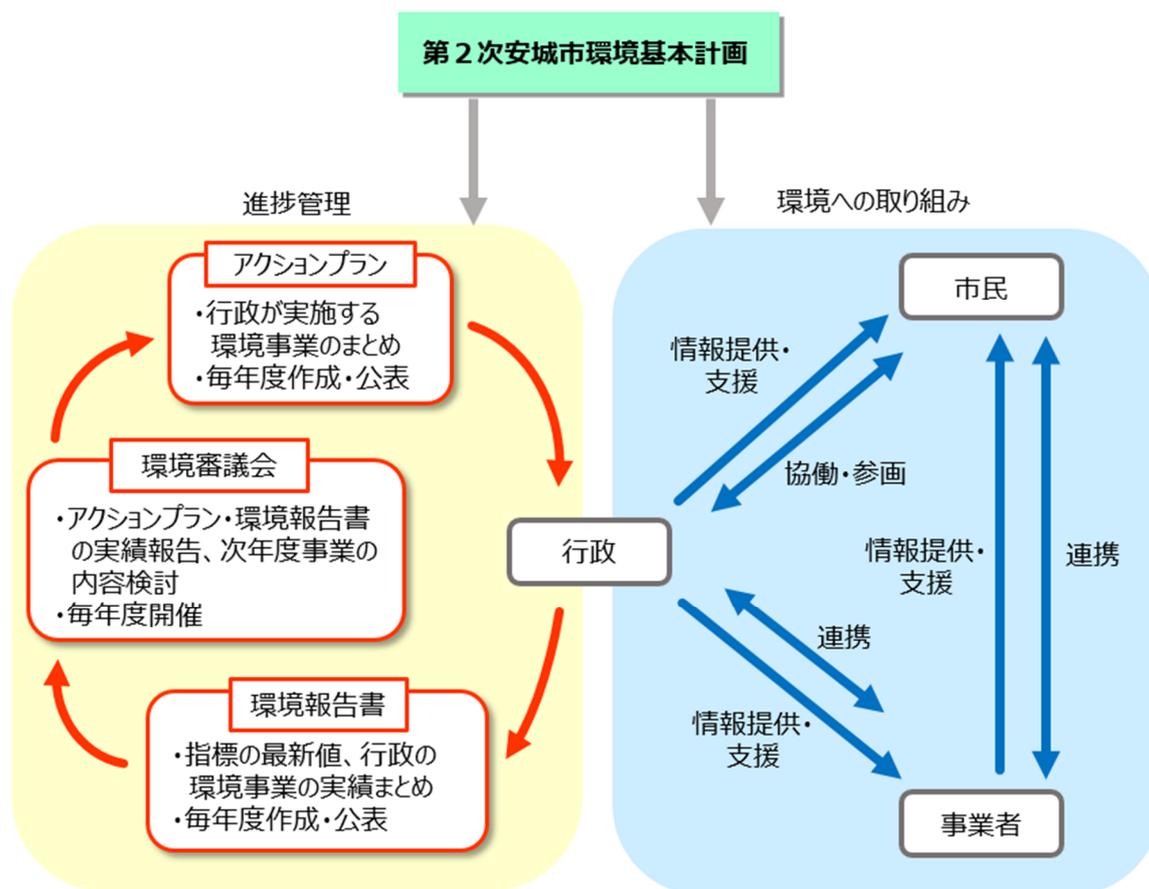
【必要な取組み】

4つの柱の各施策を推進するための環境意識を高めつつ、環境行動を促します。

【施策】

- ① 情報を発信する・収集する
- ② 学ぶ・体験する
- ③ 行動する

計画の推進と進行管理



※ アクションプランは、計画の施策に基づく、個別の環境事業をとりまとめたものです。毎年度更新し、記載のある環境事業の実績を環境報告書にまとめ、計画にある指標と照らし合わせながら進捗状況を管理します。